

# 滋賀県協同組合組織連携会議 協同宣言

平成 28 年 11 月に政府の規制改革推進会議において、全農の事業制限や農業協同組合の信用事業の取り扱い等、現場実態をふまえない、非現実的な協同組合への過剰な経営介入に関する意見が出された。

協同組合は、国際協同組合同盟（ICA）が定める協同組合の定義・価値・原則に基づき運営されており、「自治と自立」を重要な原則の 1 つに掲げている。

それぞれの協同組合の事業は、その構成員である組合員が決定するものであり、政府等の意思で決定されるものではなく、先般の規制改革推進会議の意見は、協同組合への正しい理解をふまえたものではないと言わざるを得ない。

協同組合は、所得格差や地域格差が広がる中で、安心して暮らせる社会の実現を目指す上で大きな役割を担っており、平成 28 年 11 月にユネスコ無形文化遺産に登録されたように国際機関からも大いに期待されている。

政府には、規制改革の名の下に協同組合の自主性・主体性を制限するのではなく、協同組合の発展・成長を促すような政策を求めるとともに、今後とも、それぞれの協同組合が組合員の期待に対して十分に応えられるよう取り組んでいくことを、ここに宣言する。

平成 29 年 3 月 24 日

滋賀県農業協同組合中央会	会長	中川清之
滋賀県生活協同組合連合会	会長	大塚光子
滋賀県漁業協同組合連合会	代表理事会長	鳥塚五十三
滋賀県森林組合連合会	代表理事会長	松山正己